

<1988年7月9日創刊>
<毎月1日発行>**滋賀県民主教育研究所**

〒520-0052 大津市朝日が丘1丁目

11-3 教育文化会館2F

TEL & FAX 077-525-5364

教育110番 077-523-3715

e-mail shiga.minken@gmail.com

HP: http://shiga-minken.jimdo.com/

振替口座番号(会費振込にご利用ください)

①ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576

②滋賀銀行本店営業部/普通口座511256

加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所

手をつなぐ

題字 藤本利夫書

「態度を養う」について 梅田 修 滋賀大学名誉教授

教育目標は 「・・・態度を養う」に収斂

改正教育基本法の問題点として集中的に議論された一つが、第二条(教育の目標)である。ここには、「五・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に象徴されるように、目標がすべて「態度を養うこと」に収斂されている。これは何を意味するのか。たとえば、「国を愛する態度を養う」ためにはどのような教育活動が想定されているのであろうか。小泉首相(当時)は次のように答えていた。

「心は見えないけれども態度は見える、確かにそういう面があると思いますけれども、これを教育の中でどのように指導していくか。だれもが、普通、日本に生まれ、日本に育つて、日本の教育を受けしていくことによって、いわゆる愛国心といいうものを、郷土愛というもの、家族愛というものを持つてくるというのが私は自然な姿だったと思いますが、同時に、指導で基本的な人間の態度の問題、これ

小泉流教育論と 安倍政権の人権教育

本来は、愛するが故に国のために何らかの態度を表明する(批判的態度もふくめて)という論理が、何らかの態度を表明することこそ国を愛する態度に他ならないという論理にすりかえられる。こうして、小泉流の「国旗・国歌を尊重することこそ国を愛する態度である」という教育論が登場する。第一条(教育の目標)は、憲法第一九条(思想と良心の自由)

は国旗・国歌を尊重するなどというのはもう当然のことなんですよ。」
これは、国旗・国歌を尊重するという「態度」は日本人として当然だという見解である。だが、国を愛するが故に、歴史的な経過を踏まえて、国歌・国旗に批判的な態度をとることもある。個人の国を愛する態度の表明は多様であり、自由である。だが、「国を愛する態度の表明は自由である」では教育の目標にならない。教育の目標となると一定の基準を持つて態度形成を目指すことになる。そうなると論理の逆転がおこる。

いま、政府が推進する人権教育において、「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになりますが、人権教育の目標である」と定義された。「態度に現れてこそ本物である」という態度主義的である。だが、「国を愛する態度の表明は、こうした小泉流の教育論(それは、安倍政権にも共通している)と軌を一にしているといわざるを得ない。

(うめだ おさむ)

《 今月の紙面 》

- ・「態度を養う」について/梅田修(滋賀大学名誉教授)P1
- ・全国学力テストで学力の測定はできない。その2/三上周治(京都橘大学) ..P2
- ・交流研青森集会報告~六ヶ所・大間原発~/北川健次(島小学校) ..P3~5
- ・子どもの未来をひらく教育のつどい in 能登川 特別支援教育分科会報告/黒田吉孝(滋賀大学)P6.7
- ・今、学校では/木平修和.....P8

《 2015年3月号 No.321 》